



象牙の製品ってワシントン条約で国際取引が規制されてるけど国内の取引はどんなの？



象牙でも、「**種の保存法**」に基づいて手続きをしている製品や業者なら大丈夫です。

「種の保存法」
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律



認定シールは種の保存法に基づいて製品の認定の手続きをした証です。

特定国際種事業者

(象牙・タイマイ等を取り扱う事業者)



事業者番号

本事業者は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」第33条の2第1項に基づき環境大臣及び経済産業大臣に届出を行っており、象牙・タイマイ等を取り扱うことができます。

（注）象牙・タイマイ製品等の国外持ち出しは、原則としてワシントン条約、国内法により認められていません。
The export of ivories and hawksbill turtle shells from Japan is prohibited in principle under CITES and the Japanese law.



環境省・経済産業省



「届出」をしている業者は**届出ステッカー**を提示しています。

【注意】 象牙、タイマイ製品等の国外持ち出しは、原則としてワシントン条約、国内法により認められていません。
The export of ivories and hawksbill turtle shells from Japan is prohibited in principle under CITES and the Japanese law.



印章



彫



細工



罎(なつめ)



装飾具

象牙の登録

全形を保持している象牙(注:裏面参照)は登録が必要。
牙
(生牙、磨牙、彫牙)

カットピース、端材全ての製品の取り引きには届出が必要。届出事業者は、記載台帳の記入が必要。

事業者届出台帳記載

端材

カットピース

印材(半製品)

特定国際種事業者

(象牙・タイマイ等を取り扱う事業者)



届出ステッカー

届出

製品

製品

製品認定

製品

製品

製品の製造者は、登録された生牙等を原材料として製造された象牙製品について、製品の認定を受けることができます。



認定シール



ワシントン条約(CITES - サイテス)
Convention on International
Trade in Endangered Species
of Wild Fauna and Flora

環境省・経済産業省

象牙等を取り扱う事業者の方は **事業者** としての **届出** を!

事業者の義務 (種の保存法)

特定国際種事業を行う事業者は、以下の義務が課せられます。
違反した場合は罰則の適用もあります。

1 特定国際種事業の届出

象牙のカットピース、端材、印材、製品及びタイマイの端材、背甲を取り扱う (有償、無償を問わない) 事業者 (法人及び個人) は、あらかじめ「**特定国際種事業**」の届出が必要です。

届出

以下の要領で速やかに届出を行ってください。



下記の提出先まで郵送又は持参してください。

2 取引記録 (記載台帳) の記載と保存

台帳の保存期間は5年です。環境大臣及び経済産業大臣にご提出いただく場合があります。

なお、古物営業や質屋営業を行い、かつ象牙製品を扱う場合は、同様の情報を記載していただくことを前提として、古物営業法又は質屋営業法による古物台帳又は質物台帳への記載によって代替が可能です。

3 報告徴収及び立入検査の受入れ

環境省及び経済産業省が特定国際種事業に関し報告を求めたり、施設への立ち入りや書類等の検査を行う場合があります。

手続き方法、届出書等の書類は以下のホームページから入手可能です。

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/paper_consumer_goods/main_05.html

届出書の提出及び問い合わせ先

■象牙の製造、卸売業及びタイマイ等の製造業を行う事業者は経済産業省本省まで■

経済産業省 製造産業局 紙業服飾品課 「種(しゅ)の保存法」担当まで

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 TEL 03-3501-1089

■象牙の小売業のみ行う事業者は以下の各経済局まで■

局課名	住所	電話番号	所管都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1	TEL. 011-709-1784	北海道
東北経済産業局 地域経済部 情報・製造産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	TEL. 022-221-4903	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 産業部 国際課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1	TEL. 048-600-0262	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局 産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	TEL. 052-951-2724	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿経済産業局 産業部 製造産業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	TEL. 06-6966-6022	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局 地域経済部 地域経済課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30	TEL. 082-224-5684	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒760-8512 高松市サンポート3番33号	TEL. 087-811-8520	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	TEL. 092-482-5445	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	TEL. 098-866-1730	沖縄県

生牙・磨牙・彫牙等 については **登録** を!

ゆるやかに弧を描き、根元から先端にかけて先細るといった一般的に象牙と認識できるもの (全形を保持している象牙)、タイマイ等の甲 (丸甲) については、取扱い (有償、無償を問わない)、又は販売等の目的での陳列を行う場合は、あらかじめ登録を受けることが必要です。違反をした場合は罰則の適用もあります。

登録の手続きの問い合わせ先

登録・認定機関 一般財団法人自然環境研究センター 電話 03-6659-6018

※登録を受けるには、規制の効力が発生する前に国内で取得されたものであること等の要件を満たすことが必要です。

※象牙製品の認定の手続きについても上記 一般財団法人自然環境研究センターまで。

http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/transfer/sys_regi.pdf (登録制度について)

<http://www.jwrc.or.jp/cites/regist/> (登録手続きについて)